

[トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [手続き・届出](#) > [河川の手続き](#) > 東横堀川水門及び道頓堀川水門の航行について

東横堀川水門及び道頓堀川水門の航行について

ページ番号：2546 2022年2月14日

【重要】水門施設修繕による閉鎖のお知らせ（2月1日 更新）

日頃は河川行政に、ご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

この度、東横堀川水門において、設備修繕工事に伴い水門の航路閉鎖を行うこととなりましたので、予定をお知らせします。

この修繕は、安全な船舶通航ならびに水防業務等に必要不可欠のものであります。

今後も水門の状態を常に把握し、船舶の通航等をより安全に行えるように努めてまいりますので、関係各位のみなさまの、ご理解、ご協力をお願いします。

1. 東横堀川水門閉鎖日時

令和4年5月9日（月曜日）から 令和4年8月31日（水曜日） 終日閉鎖

2. 連絡先

大阪市建設局西部方面管理事務所

河川・渡船管理事務所（担当：田畑） 電話：06-6536-5295

東横堀川水門管理棟（担当：山中） 電話：06-6203-9268

水門の航行申請について

東横堀川水門及び道頓堀川水門(閘門)の利用については、事前に申請が必要になります。

申請については、東横堀川水門で一括して受付いたします。

詳細

	東横堀川水門	道頓堀川水門
場所	大阪市中央区高麗橋1-2-5	大阪市浪速区幸町3-9-43
航行可能時間帯	午前9時から午後10時	
電話	06-6203-9268	06-6568-0946

年末年始の12月29日から翌1月3日の間の航行については「[年末年始の運用](#)」をご覧ください。

高潮・津波の各注意報・警報のいずれかが発令されますと閉鎖となり、両水門の航行ができなくなりますので、ご注意ください。

1. 申請

航行申請書に必要な事項を記載し、航行予定日の3日前までに電子メールに添付して下記アドレスあてに送付してください。

受付が完了しましたら、申請書に記載いただいたアドレスあてに回答書を送付します。

メールに記載する件名は、「水門航行申請書の提出」としてください。

アドレス suimon-osaka@city.osaka.lg.jp

(注) メール申請ができない場合は、東横堀川水門管理棟へファックスにて送信ください。

ファックス番号 06-6203-9027

2. 変更

前日まで：大阪市からの回答書を変更しメールで送付してください。

当日：東横堀川水門に直接電話で連絡してください。

[水門航行申請書については、こちらからダウンロードして下さい。](#)

[そのほかの河川に関することがらはこちらへ](#)

[道路に関する届出用紙のダウンロードへ](#)

[下水道に関する届出用紙のダウンロードへ](#)

このページの作成者・問合せ先

大阪市 建設局西部方面管理事務所河川・渡船管理事務所

住所：〒550-0015 大阪市西区南堀江4丁目33-27

電話：06-6536-5295

ファックス：06-6536-5305

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.